

(大分県芸術文化振興会議事務局定め)

## 大分県民芸術文化祭実行委員会事務局による使用及び経費負担について

大分県芸術文化振興会議事務局が手続きした契約等のうち、大分県民芸術文化祭実行委員会事務局による使用及び経費負担についての必要な事項を定める。

### 1 概要

大分県芸術文化振興会議事務局は、大分県民芸術文化祭実行委員会事務局が負担する経費のうち、大分県民芸術文化祭実行委員会事務局が直接執行することが効率的でない経費について、大分県芸術文化振興会議事務局が手続きした契約等を使用して執行することを認め、当該契約等により発生した経費のうち、使用実績に応じた経費負担を大分県民芸術文化祭実行委員会事務局に請求することとする。

### 2 負担経費

大分県芸術文化振興会議事務局が、大分県民芸術文化祭実行委員会事務局に対し経費負担を求める経費は、大分県芸術文化振興会議事務局が手続きした契約等に基づく経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費 大分県芸術文化振興会議事務局職員に係る賃金及び手当等
- (2) 運営費 大分県芸術文化振興会議事務局が手続きした契約に基づく経費
  - ア 事務所賃借料 事務所の家賃、共益費等
  - イ 通信運搬費 事務所に設置された電話、ファクシミリの回線使用料等
  - ウ 水道光熱費 事務所の電気、水道、ガス等の消費又は使用料
  - エ 事務物件費 事務所に設置された複写機、用紙等の使用又は購入費

### 3 負担割合等

前2に定める経費総額の1/2を原則とし、千円未満の端数は大分県芸術文化振興会議事務局が負担することとする。

ただし、前1(2)イからエまでの経費にあつては、年間実績を勘案して、大分県芸術文化振興会議事務局の長が定めた額とすることができることとする。

### 4 請求方法等

#### (1) 経費負担額の計算期間

大分県民芸術文化祭実行委員会事務局の経費負担額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの使用実績により決定することとする。

#### (2) 経費負担額の請求方法

大分県民芸術文化祭実行委員会事務局への経費負担額は、運営費等経費負担積算書(第1号様式)により通知することとする。

なお、必要と認めるときは、前年度の経費負担額を限度として、運営費等経費負担積算書により概算払の請求をすることができることとする。

## 附 則

1 この定めは、平成20年度の使用実績に基づく経費から適用する。

ただし、平成19年度の使用実績に基づく経費のうち、この定めが可能な経費にあつては、この定めを準用することができる。

第1号様式

運営費等経費負担積算書

大分県芸術文化振興会議事務局が使用を認めた経費のうち、大分県民芸術文化祭実行委員会事務局が負担すべき平成 年度の（概算・精算）経費額は、下記のとおりとします。

記

1	運営費等経費負担額（概算・精算）	金	円
	（概算払済額）	金	円
	（差引調整額）	金	円

2 負担額積算内訳

(1)	人件費	金	円
	（昨年度負担経費額）	金	円
	（本年度経費総額）	金	円

(2)	運営費	金	円
	（昨年度負担経費額）	金	円
	（本年度経費総額）	金	円

（内訳）

ア	事務所賃借料	金	円
	（昨年度負担経費額）	金	円
	（本年度経費総額）	金	円

イ	通信運搬費	金	円
	（昨年度負担経費額）	金	円
	（本年度経費総額）	金	円

ウ	水道光熱費	金	円
	（昨年度負担経費額）	金	円
	（本年度経費総額）	金	円

エ	事務物件費	金	円
	（昨年度負担経費額）	金	円
	（本年度経費総額）	金	円

平成 年 月 日  
大分県芸術文化振興会議事務局

（注）（昨年度負担経費額 金 円）は概算払、（本年度経費総額 金 円）は精算払に使用し、適時、削除して使用すること。

(大分県芸術文化振興会議事務局定め)

## 大分県民芸術文化祭実行委員会事務局による使用及び経費負担について

大分県芸術文化振興会議事務局が手続きした契約等のうち、大分県民芸術文化祭実行委員会事務局による使用及び経費負担についての必要な事項を定める。

### 1 概要

大分県芸術文化振興会議事務局は、大分県民芸術文化祭実行委員会事務局が負担する経費のうち、大分県民芸術文化祭実行委員会事務局が直接執行することが効率的でない経費について、大分県芸術文化振興会議事務局が手続きした契約等を使用して執行することを認め、当該契約等により発生した経費のうち、使用実績に応じた経費負担を大分県民芸術文化祭実行委員会事務局に請求することとする。

### 2 負担経費

大分県芸術文化振興会議事務局が、大分県民芸術文化祭実行委員会事務局に対し経費負担を求める経費は、大分県芸術文化振興会議事務局が手続きした契約等に基づく経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費 大分県芸術文化振興会議事務局職員に係る賃金及び手当等
- (2) 運営費 大分県芸術文化振興会議事務局が手続きした契約に基づく経費
  - ア 事務所賃借料 事務所の家賃、共益費等
  - イ 通信運搬費 事務所に設置された電話、ファクシミリの回線使用料等
  - ウ 水道光熱費 事務所の電気、水道、ガス等の消費又は使用料
  - エ 事務物件費 事務所に設置された複写機、用紙等の使用又は購入費

### 3 負担割合等

前2に定める経費総額の1/2を原則とし、千円未満の端数は大分県芸術文化振興会議事務局が負担することとする。

ただし、前1(2)イからエまでの経費にあつては、年間実績を勘案して、大分県芸術文化振興会議事務局の長が定めた額とすることができることとする。

### 4 請求方法等

- (1) 経費負担額の計算期間

大分県民芸術文化祭実行委員会事務局の経費負担額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの使用実績により決定することとする。

- (2) 経費負担額の請求方法

大分県民芸術文化祭実行委員会事務局への経費負担額は、運営費等経費負担積算書(第1号様式)により通知することとする。

なお、必要と認めるときは、前年度の経費負担額を限度として、運営費等経費負担積算書により概算払の請求をすることができることとする。

### 附 則

- 1 この定めは、平成20年度の使用実績に基づく経費から適用する。

ただし、平成19年度の使用実績に基づく経費のうち、この定めが可能な経費にあつては、この定めを準用することができる。

第1号様式

運営費等経費負担積算書

大分県芸術文化振興会議事務局が使用を認めた経費のうち、大分県民芸術文化祭実行委員会事務局が負担すべき平成 年度の（概算・精算）経費額は、下記のとおりとします。

記

1	運営費等経費負担額（概算・精算）	金	円
	（概算払済額）	金	円
	（差引調整額）	金	円

2 負担額積算内訳

(1)	人件費	金	円
	（昨年度負担経費額）	金	円
	（本年度経費総額）	金	円

(2)	運営費	金	円
	（昨年度負担経費額）	金	円
	（本年度経費総額）	金	円

（内 訳）

ア	事務所賃借料	金	円
	（昨年度負担経費額）	金	円
	（本年度経費総額）	金	円

イ	通信運搬費	金	円
	（昨年度負担経費額）	金	円
	（本年度経費総額）	金	円

ウ	水道光熱費	金	円
	（昨年度負担経費額）	金	円
	（本年度経費総額）	金	円

エ	事務物件費	金	円
	（昨年度負担経費額）	金	円
	（本年度経費総額）	金	円

平成 年 月 日  
大分県芸術文化振興会議事務局

（注）（昨年度負担経費額 金 円）は概算払、（本年度経費総額 金 円）は精算払に使用し、適時、削除して使用すること。